



お知らせ

認可地縁団体に関する手続き

現に認可を受けている団体で、次の変更があったときは、速やかに変更届を提出してください。様式は市ホームページからダウンロードできます。詳しくは、市ホームページから「認可地縁団体」で検索してください。

- ①代表者の氏名および住所を変更したとき
- ②事務所の所在地を変更したとき
- ③区域を変更したとき
- ④規約を変更したとき

このほか、各団体の会計年度ごとに、財産目録および構成員名簿の作成および備付けを行なってください。

市総務管財課  
☎31・0141

交通費の助成

障がい者等の交通費を助成します。各窓口で手続きをしてください。

※申請には身体障害者手帳、印鑑、通帳等が必要です。

タクシー料金



社会参加や通院のために市内各会社のタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。

※令和2年度分については、4月1日以降に申請してください。

〔助成対象者〕

市内在住の在宅者で、次のいずれかに該当する方

○身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方

- ①視覚・下肢・体幹障がいの1級または2級の方
- ②上肢障がいの1級または2級であり、あわせて視覚、下肢、体幹のいずれかの障がいの3級以下が重複してある方

○その他  
特別障害者手当を受給している方

市総務管財課  
☎31・0141

〔助成内容〕

1枚500円のタクシー利用券を1人につき年間12枚（ただし、視覚障がい1級または2級の方については年間24枚）交付します。

じん臓機能障がい者の通院費



〔助成対象者〕

じん臓機能障がい1級で通院して血液透析を受けている方（徒歩、自家用車、タクシーで通院されている方も対象です。）

〔助成内容〕

居住している地区ごとに定められた計算方法により算出された額を助成します。

☆益田地域

（益田・吉田・高津地区の方）

…基準額80円×通院日数

☆益田地域

（右記以外の地区の方）

…往復バス運賃の1ー4×通院日数

…往復バス運賃の1ー2×通院日数

☆美都・匹見地域の方

…往復バス運賃の1ー2×通院日数

※令和元年度分（平成31年4月～令和2年3月）の請求

手続きは、4月30日（木）までに行なってください。

問 市障がい者福祉課

☎31・0251

FAX31・8120

美都総合支所地域振興課

☎52・2312

FAX52・2190

匹見総合支所地域振興課

☎56・0302

FAX56・0362

薪ストーブ設置補助金

市内の森林から搬出された伐採木等の森林資源の利用拡大を図り、適正な森林整備・保全を推進することを目的として、薪ストーブの購入および設置に関する費用の一部を補助します。



補助対象

薪ストーブの購入および設置に関する費用（ペレットストーブは対象外）

補助金額

補助対象経費の1ー3以内（上限20万円。予算が無くなり次第、受付を終了します。）

対象者 次の要件を全て満たすこと。

- ・市内に住所を有する個人（転入予定者を含む）または市内に事業所を有する事業者（法人、個人事業主および任意団体等）であること。
- ・市税（転入予定者は、現住所地における市町村税）の滞納がないこと。
- ・市内の住宅または事業所等において、薪を主燃料として使用する未使用品の薪ストーブを新たに設置すること。
- ・年度内に薪ストーブの設置を完了できること。
- ・受付開始 4月1日（水）から

※申請書類は、市ホームページに掲載しています。

申問 市農林水産課 林業水産係

☎31・0313

農作物被害防止対策補助金

農作物被害防止対策として、電気柵と防護柵（ワイヤーメッシュ・ネットなど）を新規で設置する場合の費用に対し、資材費の一部を補助します。

- ・ 次の条件に当てはまる方は、申込書に見積書と設置場所の地図を添えて各申込先に提出してください。（ご希望にそえない場合があります。また、予算が無くなり次第、受付を終了します。）
- 【電気柵】（補助額の上限15万円）
  - ・ 本体1基当たりの柵線長が500m以上
- 【防護柵】（補助額の上限5万円）
  - ・ 設置する圃場面積が10a以上
- 【共通条件】
  - ・ 農産物を出荷している営農者であること。（家庭菜園は不可）
  - ・ 隣接する圃場で、2戸以上であること。（単独設置の場合、周囲に他の圃場がない等の理由が必要です。）
  - ・ 圃場を囲むように設置できること。
  - ・ 年内に設置が完了できること。
- 【補助率】資材費の1～2（千円未満は切り捨て）

【申請】市農林水産課 林業水産係  
 ☎31・0313

美都総合支所地域振興課  
 ☎52・2314

・ 匹見総合支所地域振興課  
 ☎56・0305

**戦没者等のご遺族の皆さまへ**

**第11回特別弔慰金の請求について**

4月1日から第11回特別弔慰金の請求が開始されます。

**対象者**

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- ① 戦傷病者戦没者遺族等援護法の弔慰金受給権者
- ② 戦没者等の子
- ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟姉妹
- ⑦ ①～⑥以外の三親等内の親族

※③～⑥は、戦没者等との生計関係の有無等により順位が変わります。⑦は生計要件有。

※同順位者間の調整がつかない場合は、受付日が最も早い先行請求を裁定することとなります。

**支給内容**

額面25万円、5年償還の記名国債

【問】全国健康保険協会島根支部  
 ☎0852・59・5140

請求期間 4月1日～令和5年3月31日

※6月に市役所本館玄関ロビーにおいて受付を行う予定です。詳しくは、広報ますだ6月号でお知らせします。

【問】市福祉総務課 地域福祉係  
 ☎31・0664

**協会けんぽ島根支部の令和2年度保険料率**

全国健康保険協会（協会けんぽ）島根支部の健康保険料率・介護保険料率ともに3月分（4月納付分）から引上げとなります。

※任意継続被保険者の方は、4月分（4月納付分）からとなります。

○健康保険料率／10・15%（令和元年度：10・13%）  
 ○介護保険料率／1・79%（令和元年度：1・73%）

◆「インセンティブ制度」により、皆さんの健診・保健指導・シエネリック医薬品使用等の取組で保険料率引き下げにつながります。

～ 今年、5年に一度の国勢調査が実施されます ～

**令和2年国勢調査の調査員を募集しています！**

☆国勢調査員の仕事の内容は、大きく5つです

- ① 調査員説明会に参加
- ② 担当地域の確認
- ③ 調査についての説明と調査書類の配布
- ④ 回答確認リーフレットの配布と調査票の回収
- ⑤ 調査票の整理と提出

《 熱意あるあなたのご応募をお待ちしています 》

- ・ 国勢調査員として、調査業務に理解と熱意を持って携わっていただける、原則20歳以上の方を募集しています。
- ・ 国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。
- ・ 業務期間は令和2年8月下旬から10月の予定です。薄謝ではありますが報酬も支給されます。

【問い合わせ先】市総務管財課 ☎31-0141

**益田市単独土地改良事業補助金**

農地や農業用施設に関する整備を行う場合や、災害の復旧が必要な場合に、経費の一部を補助します。

対象となる工事の例

- 〈農地整備事業〉
- 区画整理工事、暗渠排水工事、農地（基盤）造成工事等
- 〈農業用施設整備事業〉
- 用水路・排水路の整備補修、用排水機（ポンプ等）の整備補修、安全施設の設定等
- 〈農地災害復旧事業〉
- 水害等で崩れた畦畔や、圃場法面の復旧、流入した土砂の撤去等
- 〈農業用施設災害復旧事業〉
- 水害等により土砂で閉塞した水路の土砂撤去、破損した水路の復旧等

※国・県・市の補助金の交付を受けて行うものは対象になりません。

※工事の着手前に申請が必要となります。

**補助金額**

事業に要する経費（10万円以上200万円まで）の30%（上限60万円）

利用できる方

市内で農地を所有もしくは管理する団体または個人。

受付開始 4月1日(水)から

市農林水産課 整備係

☎ 31・0675



**点訳・朗読ボランティア養成講習会受講生**

点訳・朗読の知識や技術を習得して、視覚障がい者の方が利用する点字図書、録音図書を作るボランティアを養成する講習会を開催します。

対象者

70歳未満の方で、簡単なパソコン操作ができ、講習会終了後、継続して活動ができる方。

**★点訳ボランティア養成講習会**

日 5月13日(水)～翌年3月

(全23回・水曜日)

受講料 1,540円(テキスト代)

**★朗読ボランティア養成講習会**

日 5月13日(水)～翌年3月

(全23回・水曜日)

13:30～15:30

受講料 880円(テキスト代)

**【共通事項】**

場 市立市民学習センター

申込締切 5月12日(火)

※5月13日(水)に講習会の会場でも受け付けます。

**申請** 島根県西部視聴覚障害者情報センター

☎ 0855・24・9334

FAX 0855・24・9335

✉ sankaka@bd-iwami.org

**益田養護学校ボランティア**

県立益田養護学校ではボランティアを募集しています。

**①ボランティア養成講座**

土・日に開催する学校行事(運動会など)の運営等のボランティアです。

**②作業学習ボランティア**

平日(火・金)に行われる作業学習(園芸など)の補助的作業のボランティアです。

**対象者**

- ① 高校生・専門学校生・一般
- ② 一般

**場** 県立益田養護学校

(横田町2120-1)

申込締切 5月1日(金)

費用 150円(保険代)

**問** 県立益田養護学校

☎ 31・5111

FAX 31・5114

**住宅入居者**

**特定公共賃貸住宅**

空き住宅・家賃

- ① 須子住宅 (3LDK) 58,700円 (2月14日現在)
- ② 諏訪住宅 (3LDK) 45,000円
- ③ 澄川住宅 (2LDK) 45,000円

**匹見定住住宅**

空き住宅・家賃

- ① 道川住宅 (3DK) 15,000円
- ② 荒木住宅 (2DK) 15,000円

**※別途**

- ◎ 外灯・共同水栓等の共益費
- ◎ 浄化槽管理費
- ◎ TV共同受信費(須子住宅)

\*諏訪・澄川・道川・荒木住宅はケーブルテレビへの加入が必要です。

◎ 駐車場使用料(須子住宅)

「広報ますだ」をスマホでも!

「広報ますだ」をスマホでも!

マチを好きになるアプリ

**マチイロ**

行政情報アプリ「広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル!

↓自治体をもっと身近になる機能が盛りだくさん! ↓

- 役立つ行政情報を見逃さない!
- 自分に合わせた情報が届く!
- いろいろなマチの魅力をお届け!

ダウンロードはこちらから

App Store からダウンロード

Google Play でお申し込み

※「広報紙」をご利用の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで

※広報掲載の市が行う各種事業については、予算確定後に実施決定となります。

申込期間

随時入居申込み、順番待ち登録を受け付けます。

その他 申込資格等、詳しくは問い合わせてください。

**申問** 島根県住宅供給公社  
益田住宅管理事務所

☎ 31・1530

益田市手話奉仕員登録



ありがとうございます

益田市手話奉仕員として、新たに登録したい方を募集します。登録されると、手話奉仕員登録者研修会に参加できます。対象者 次のいずれにも該当する方

・益田市手話奉仕員養成講習会の修了者

・益田市に登録を希望する方  
面接日 月～金曜日  
9:00～16:00

※日時は申込み時にご相談ください。

**場** あゆみの里

(横田町20087-1)

**申問** 益田市障害者福祉センター  
あゆみの里

☎ 31・5100

FAX 31・5102

(担当者：藤井・登米)

農業サポーター

益田市では、農業に関する労働力を補う取組として「農業サポーター」制度を設け、サポーターとして登録された方に簡単な農作業の手伝いをしていたいでいます。

このたび、サポーター登録の要件を一部変更しましたので、あらためて農業サポーターを募集します。

農業に興味・関心のある皆さん、農業に携わってみませんか？

対象者 次の①～③を全て満たす方

- ① 農業に興味のある方
- ② 農作業をしてみたい方
- ③ 基本講座（2時間程度の座学）を受講できる方

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、郵送、FAX、メールのいずれかで農林水産課または美都・匹見各総合支所へ提出してください。

※申込書は、市農林水産課、美都・匹見各総合支所、各公民館、JAしまね西いわみ地区本部各支店にあります。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**問** 市農林水産課 農業担い手支援センター  
☎ 31・0312

第25回 人麿の里  
万葉短歌大会

～あなたの一首を  
心からお待ちしています～



**日** 5月30日(土)  
10:30～15:00

**場** 県立万葉公園管理センター  
講師 秋葉四郎 先生  
賞（講師選）  
特選3首 入選5首  
〈互選賞〉  
入選3首 佳作5首

応募方法  
未発表作品1首を、所定の用紙で応募してください。

※募集要項を送付しますので、事務局までご連絡ください。

投稿料 1,000円  
応募締切 5月1日(金)

※当日消印有効

**問** 事務局（長谷川）  
☎ 22・7274  
FAX 22・7298

ヘルプマークについて



ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲の方から援助や配慮を受けやすくなるよう身に付けるマークです。

ヘルプマークは、障がい者福祉課で申請いただくと、その場で無償交付します。

【問い合わせ先】 市障がい者福祉課 ☎ 31-0251



相談・催し

島根県ひとり親家庭  
法律相談

離婚・親権等の問題、借金返済・消費者金融、その他法律的知識を必要とする生活上の諸問題に関する相談を受けています。

対象者 母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦の方

日 奇数月の第4水曜日

13:30～15:30

場 (相談は一人1回30分)

場 いわみーる

(浜田市野原町1826-1)

費用 無料

予約 前日までに要予約

「広報ますだ」を  
パソコン・スマートフォンでご覧いただけます

★益田市ホームページ (PDF版)  
<https://www.city.masuda.lg.jp/site/shiho/>



★縁ブックしまね (電子ブック)  
<https://shimane.e-manager.jp/>



申問 一般財団法人 島根県  
母子寡婦福祉連合会  
☎ 08552・32・5920

島根県ひとり親家庭  
巡回就業相談

転職したいが…。面接で受からないが…。就職するためには何をしたらよいか?何から始めたらよいか?など、就職や転職に関する相談を受けています。

対象者

母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦の方

日 申込み時に島根県母子寡婦福祉連合会の就業相談員と調整します。

場 市立保健センター

(駅前ビルEAGGA2階)

費用 無料

予約 前日までに要予約

申問 市子ども福祉課

☎ 31・1380

福祉・保育の  
就職フェアしまね

島根県内の福祉事業所の人材確保および福祉職場に就職を希望する方への支援を目的に開催します。

日 場

・5月2日出  
13:00～16:00  
県立石見武道館(浜田市)

・5月16日出

12:10～15:00

朱鷺会館(出雲市)

・5月23日出

12:10～15:00

くまびきメッセ(松江市)

※浜田会場は、ふるさと島根

定住財団主催「しまね企業

ガイドランス」との同時開催

内容

・しまねの福祉魅力発信  
(松江のみ)

・福祉の職場1分プレゼン  
テーション(出雲・浜田のみ)

・事業所による個別就職面談

・就職支援機関等による個別  
相談

・福祉の仕事説明

※参加無料、参加申込不要

入退場自由、服装自由、年  
齢制限なし

問

社会福祉法人島根県社会

福祉協議会石見支所(島根

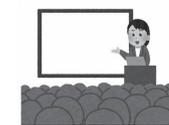
県福祉人材センター石見

分室)

☎ 0855・24・9340

しまね企業ガイドランス  
(春期)

就職活動中・求職中の方必見! 企業の採用担当者から会社説明や仕事内容について聞くことができます。



【浜田会場】

5月2日出

13:00～16:00

場 県立石見武道館(浜田市)

内容

約70社による合同企業説明  
会

※「福祉・保育の就職フェアし  
まね(浜田会場)」との共催

※詳しくは「シヨブカフェし  
まね」サイトをご覧ください

い。

参加企業

4月中旬から「シヨブカ  
フェしまね」のサイトに掲  
載します。

[https://www.gogoro-  
jobcafe-shimane.jp/](https://www.gogoro-jobcafe-shimane.jp/)

シヨブカフェしまね

検索

シヨブカフェしまね

田フランチ(公益財団法人

ふるさと島根定住財団)

☎ 0120・45・4970

独身男女の縁結び

今月の開催

はびご交流サロン益田会場では、毎月第2土曜日に独身男女の結婚相談を行なっています。縁結びボランティアが無料で紹介や婚活イベントなどの情報提供を行い、あなたの素敵な出会いをお手伝いします。また、サロンへご相談(登録)された方限定で、サロン内で開催する相談者同士の交流会「はびご交流シェアサロン」へご参加いただけます。

今月の開催日時

日 4月11日出

昼の部 10:00～12:00

夜の部 19:00～20:00

場 市立保健センター

2階 多目的室

(駅前ビルEAGGA内)

ご予約・問い合わせ先

島根県公認団体 益田・吉

賀・津和野はびご会(事務

局・金本)

☎ 090・7542・7554

※相談は、事前予約の方を優先させていただきます。

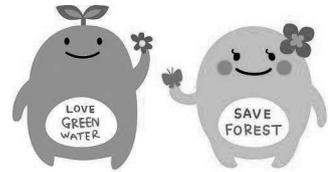
## 水と緑の森づくり税・産業廃棄物減量税

島根県独自の課税制度を令和2年度以降も5年間継続します

### 水と緑の森づくり税

荒廃森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐため、県民参加の森づくり等を実施しています。納める額や納付方法はこれまでと同じです。

- 納める人 個人：県内に住所がある方（一定の所得金額以下の方は非課税です）  
法人：県内に事業所等を有する法人
- 納める額 個人：年 500 円  
法人：均等割額の 5% 相当額（1,000 円～ 40,000 円）
- 納付方法 現行の県民税均等割額に加算して、県民税の一部として納付します。



水と緑の森づくりキャラクター  
みーもくん・みーなちゃん

- 税収の使いみち 県民参加・生活環境を守る森づくり事業、森づくりの推進、森と木を未来につなぐ取組など

### 産業廃棄物減量税

産業廃棄物の減量や適正処理を維持するための事業を実施しています。

- 納める人 県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者または中間処理業者
- 納める額 最終処分場に搬入された産業廃棄物の搬入量 1 トンあたり 1,000 円
- 税収の使いみち 監視カメラや啓発看板設置等の不法投棄防止対策、3R の普及と環境教育の推進など

※詳しくはホームページをご覧ください <https://www.pref.shimane.lg.jp/zeimu/>

【問い合わせ先】島根県総務部税務課 ☎ 0852-22-5892

## 令和2年度

### 市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限

今年度の納期限は次のとおりです。税目ごとの納期限をお間違いのないようにお確かめください。

	市県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 (普通徴収)	後期高齢者医療 保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
4月						
5月		1期 6/1	1期 6/1			
6月	1期 6/30			1期 6/30		1期 6/30
7月		2期 7/31		2期 7/31	1期 7/31	2期 7/31
8月	2期 8/31			3期 8/31	2期 8/31	3期 8/31
9月				4期 9/30	3期 9/30	4期 9/30
10月	3期 11/2			5期 11/2	4期 11/2	5期 11/2
11月				6期 11/30	5期 11/30	6期 11/30
12月		3期 12/28		7期 12/28	6期 12/28	7期 12/28
1月	4期 2/1			8期 2/1	7期 2/1	8期 2/1
2月		4期 3/1		9期 3/1	8期 3/1	9期 3/1
3月				10期 3/31	9期 3/31	10期 3/31

～・～・～市税等の納付には、手続きが簡単で便利な口座振替をご利用ください。～・～・～

◎口座振替についての詳細は 市税務課市民税係 ☎ 31-0608 / 市保険課保険係 ☎ 31-0212 / 市保険課保健・年金係 ☎ 31-0215

◎納付に関するご相談は 市税務課収納対策室 ☎ 31-0612 / 市保険課保険係 ☎ 31-0212 / 市保険課保健・年金係 ☎ 31-0215